

速報重要判例解説

【No.2004-023】

人格のない社団の成立を認めた課税処分が当然無効ではないとされた事例

【文献番号】	28091989
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第三小法廷 (上告審)
【判決年月日】	平成16年 7月13日
【事件番号】	平成12年 (行ヒ) 第32号 平成12年 (行ヒ) 第33号 平成12年 (行ヒ) 第34号
【事件名】	法人税更正処分等取消請求事件
【裁判結果】	破棄自判
【裁判官】	藤田宙靖 金谷利広 浜田邦夫 上田豊三
【参照法令】	法人税法9条1項6号, 120条, 121条 国税通則法70条5項

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

(1) 事件の概要

本件は、亡B (以下「B」という。)の主宰していた無限連鎖講の事業主体が昭和47年5月20日から法人でない社団で代表者の定めがあるC研究所 (以下「C研究所」という。)になったとして、C研究所の名義でされた同48年4月1日から同49年3月31日まで及び同年4月1日から同50年3月31日までの各事業年度 (以下「本件各事業年度」という。)の法人税、法人県民税、法人事業税及び法人市民税の申告について、それぞれ増額更正 (以下「本件各更正」という。)がされた後、Bの相続財産の破産管財人である被上告人らが、C研究所は法人でない社団としての実体を欠き本件各更正は無効であると主張して、上告人らに対し、これに基づき納付された各金員の還付及び還付加算金の支払を求める事案である。

(2) 事実関係の概要 (原審の認定したところによる。)

ア Bは、昭和42年以降、無限連鎖講を次々と考案し、自らその本部となって講を運営していたが、講加入者の急増に伴い、税務調査を受けるようになり、同46年11月、所得税更正及び重加算税賦課決定を受けたことから、税務対策上も団体化を急ぐこととした。

イ Bは、C研究所と称する法人でない社団の定款案の策定のため、昭和47年、本部関係者十数人及び地方の有力会員が自発的に組織した支部の関係者十数人の出席の下に2回にわたって発起人会を開催し、発起人会の決議を受けて、同年5月20日、C研究所の創立会員総会を開催した。同総会において議決権を有する会員代表については、これに先立つ同月12日の理事会において、熊本県支部から20人を、その余の支部から各15人を選出すること及びその選出方法を各支部にゆだねることが決定されていた。議事録によれば、同総会には、各支部選出の会員代表140人中94人及び支部外会員代表6人が出席し、定款案等が審議され、可決された。

なお、定款を変更するためには、会員総会に会員代表の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する旨の規定が、定款に置かれていた。

ウ C研究所の定款は、構成員である会員の資格について、「本会の目的に賛同し、本会の立案育成する相互扶助の組織に加入したものを会員とする。」(7条1項)、「前項の組織に加入するにはその都度所定の申込書に入会金を添えて本会に提出するものとする。」(同条2項)、「会員となった者は毎年1回以上同一組織に加入するものとする。」(同条3項)と定め、8条において、死亡、退会の申出及び定款違反による除名を会員の資格喪失事由として定めていた。しかし、C研究所設立前のいつの時点から講に入会した者が会員となるのかについて、定款上定めがなかった。また、いったん会員となった者が1年後に同一の組織に加入しなかった場合に、定款7条3項により会員資格を喪失するのかなどの点が、明確でなかった。

エ C研究所の定款は、意思決定機関である会員総会について、〔 〕会員総会が各支部選出の会員代表によって構成されること、〔 〕会員代表の数は、理事会が各支部の会員数に応じて決定すること、〔 〕会長が会員総会の議長となること、〔 〕その決議は、会員代表の2分の1以上が出席して、その過半数をもって決すること、〔 〕基本財産の処分、歳入歳出予算及び歳入歳出決算の承認、定款の変更その他会長の付議する事項を会員総会に付議することを定めていた。毎年5月に定時会員総会が開催され、役員及び定足数を満たす会員代表の出席の下に、一定の議題について審議及び採決が行われ、議事や議決の結果は、会計年度ごとに作成される事業報告書に定款の内容等と共に掲載され、本部及び支部事務所に備え付けられた。

オ 定款に基づいて制定された支部運営規則は、支部長が、毎年、理事会の定める数の会員代表を定時総会開催予定日の1か月前までに会員の選挙又は互選の方法により選出しておくべき旨を定めていた。各支部は、会員代表の選出のために支部大会を開催し、その開催がある旨を地元紙への広告掲載等によって周知した結果、相当数の会員が支部大会に出席し、1000人以上の会員が出席した支部もあった。もっとも、理事会による各支部の会員代表数の決定の基準は、一貫しておらず、会員代表の具体的な選出方法の定めのない支部も多数あった。

カ C研究所の定款は、業務執行機関である理事会及び代表機関である会長について、〔 〕Bが、終身理事かつ会長であること、〔 〕会長がC研究所を統轄し、代表すること、〔 〕理事が理事会を組織し、会務の執行を決定すること、〔 〕理事の員数が15人以上30人以内であること、〔 〕会長が理事の3分の1を指名し、その余の理事及び監事を、会員の中から会員総会の決議により選任すること、〔 〕事業計画、支部の設置、歳入歳出予算及び歳入歳出決算に関する議案、定款変更に関する議案その他会長の付議する事項を、理事会に付議することを定めていた。

理事会は、ほぼ毎月開催され、支部運営規則の承認及び決定、決算及び予算案の策定方針の承認、基本財産の組入れ及び譲渡等の議題について、審議及び採択がされた。

しかし、理事会の定足数及び議決方法について定款に定めがなく、理事会の議題は、基本的にBが作成し、提案どおり可決されるのが一般的であった。理事会で議決された事項をBが実行に移さないことも多く、理事会に諮ることなくBの一存で重要な財産の取得や処分が行われることも少なくなかった。

キ 支部運営規則に基づいて設置された支部の数は、昭和52年5月には約20に上り、各地で会員代表選出等を議題とした支部大会等が開催された。しかし、支部の設置、廃止等は、理事会の決議を経ずに適宜本部で処理するというのが実態であった。支部長の交代に際して引継ぎが行われず、職務内容を理解していない支部長もいるなど、名目だけの支部役員も多数いた。

ク C研究所は、定款により、Bの所有していた本部事務所、保養所等の不動産、自動車等を基本財産に組み入れ、定款上、理事会が基本財産への組み入れを決議し、基本財産の処分に会員総会の承認を要することとされていた。C研究所は、設立後、収支計算書、本部経費帳、資産元帳及び損益元帳を新規に備え、昭和47年10月28日、本部、支部及び研修所（保養所）ごとに会計諸表及び帳簿書類を備え付け、現金、預金その他の資産の出納及び管理について記帳すべきこと等を定めた経理規程を定め、各支部においても同規程に従った処理がされた。不動産等の取引及び預金口座にもC研究所名義が使用された。もっとも、C研究所においては、貸借対照表、固定資産台帳、什器備品台帳等が作成されず、B個人が主宰してきた講事業を承継する手続は明確にされなかった。

ケ Bは、昭和47年6月7日ころ、国税庁長官、熊本国税局長、熊本県知事及び熊本市長に対し、C研究所の定款、基本財産目録、創立会員総会議事録等を、また、同月16日、所轄税務署長に対し、「不備事項ご指導方のお願いについて」と題する書面をそれぞれ送付して、C研究所の設立を印象付けるとともに、同年7月4日、所轄税務署長に対し、C研究所名義の給与支払事務所を同年5月20日に新たに開設した旨を届け出た。同日以降の事業年度に係るC研究所名義の法人税の確定申告書は、Bの所得税の確定申告書とは別途に提出された。C研究所は、本件各事業年度の法人税、法人県民税、法人事業税及び法人市民税を申告し、納付していたが、このうち法人税については同52年4月23日に、法人県民税及び法人事業税については同年5月24日に、法人市民税については同月25日に、それぞれ過少申告を理由に更正を受けた。

(3) 訴訟の推移

- ア 第一審・熊本地裁平成2年(行ウ)第13号・平成8年3月29日判決(LEX/DB28011561)は、原告の請求を棄却した。
- イ これに対し、原審・福岡高裁平成8年(行コ)第11号・平成11年4月27日判決(LEX/DB28042638)は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、本件各更正に基づき納付された各金員の還付及び還付加算金の支払請求を認容した。
- () C研究所の構成員の範囲等には多大な疑義がある上、定款上はその構成員である会員であっても、団体意思の形成に参画することができない者も構造的に多数存在した。会員総会及び理事会の議決は、基本的にはBの決めたことを追認するだけのものであり、団体意思の形成、実現の観点からすると、形式的なものにすぎなかった。C研究所は、Bの実施してきた個人事業が社団化したものとされるが、Bが終身代表者である会長に就任する旨の異例の定めを定款に置くだけでなく、現に理事会の議決等に拘束されることなくBの一存で財産の処分等を行っており、Bの存在なしには存続不可能な組織であった。C研究所名義でされた取引や税務申告等も、Bが税金等を免脱するための手段にすぎない。結局、C研究所は、Bないしその個人事業の別称である。
- () 所得の帰属主体が個人又は法人のいずれであるかの過誤は、重大であり、社団性を有しないものに対しこれを有するとしてした課税処分は、存在しない虚無人を名あて人とするものであるから、処分の存否にかかわる重大な瑕疵がある。本件各更正を信頼して新たな法律関係を構築すべき第三者が存在することの主張、立証もないから、特にそのために本件各更正を有効とすべき理由もない。したがって、本件各更正は、徴税行政の安定やその円滑な運営の要請等を考慮しても、なお、処分の存否ないしその根幹にかかわる重大な瑕疵があるものとして無効である。

2. 判決の要旨

前記事実関係によれば、C研究所の定款の成立過程及び備付け状況に照らし定款の効力に疑義があることが明らかであるとはいえず、定款の規定の文言のみをもって会員の要件が不明確であると速断することはできない上、Bが終身理事及び会長である旨の定款の定めがあったが、これを変更することは定款上可能であったし、また、会員総会、支部大会及び理事会が一見してその機能を果たしていなかったと断定することもできない。そうすると、外形的事実に着目する限りにおいては、C研究所は、意思決定機関としての会員総会、業務執行機関ないし代表機関としての理事会ないし会長が置かれるなど団体としての組織を備え、会員総会の決議が支部において選出された会員代表の多数決によって行われるなど多数決の原則が行われ、定款の規定上は構成員である会員の変更ににかかわらず団体として存続するとされ、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているようにみえるというべきである。したがって、課税庁においてC研究所が法人でない社団の要件を具備すると認定したことには、それなりの合理的な理由が認められるのであって、仮にその認定に誤りがあるとしても、誤認であることが本件各更正の成立の当初から外形上、客観的に明白であるということできない。

また、仮に本件各更正に課税要件の根幹についての過誤があるとしても、前記事実関係によれば、Bは、税務対策等の観点から講事業の社団化を図り、自ら、C研究所の定款の作成にかかわり、發起人会、会員総会及び理事会を開催し、C研究所の名において事業活動を展開するとともに、C研究所に所得が帰属するとして法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の申告をし、申告に係るこれらの税を納付して、高額の所得税の負担を免れたというのである。そうすると、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請をしんしゃくしても、なお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由としてBに本件各更正による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合(最高裁昭和42年(行ツ)第57号同48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁参照)に該当するということもできない。

3. 本件判決についてのコメント

判旨に賛成する。

(1) 無限連鎖講の規制に至る経過

Bは、昭和42年に無限連鎖講の事業を開始したが、講の仕組みに工夫を加えて早い段階で配金の一部が得られるようにしたので、次第に普及し講加入者が増加するとともに、Bが得る収入も膨大な金額に膨張した。昭和46年5月末ころには、各講加入の全口数が60万口、入会金の総額が約100億円に達するまでになった。

ここで無限連鎖講とは、後に無限連鎖講の防止に関する法律2条において定義されるように、

「金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む。）を出えんする加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に2以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の出えんする金品から自己の出えんした金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう」のであるが、具体的には、入会申込者と会員との間の一定額の金員贈与契約類似の無名契約の成立・履行を仲介する報酬および費用として、入会申込者から入会金名目で一定額を徴収する事業である。

いまBが考案したある講の仕組みによれば、入会申込者は、本部の指定する第1順位あるいは第5順位の先輩会員1名に3万円を送金して贈与し、かつ、本部に1万円を払い込むことによって、第7順位で加入し、右入会者は、新規入会者を2名獲得することによって、順位が7番から6番に昇格し、以下同様に新規入会者が各自2名入会者を獲得することによって、その都度順位が6番から5番、4番、3番、2番、1番と順次昇格し、第5順位になったとき、7代目の後輩会員2名から各3万円づつ合計6万円（「孫取り金」と称する金員）を、第1順位になったとき、7代目の後輩会員32名から各3万円づつ合計96万円を、それぞれ送金されて右金員（入会後から最終送金されるまでの合計金額は102万円である）を受贈する仕組みである。

この仕組みどおりに講加入者が増加すれば、当初の贈与金の34倍に相当する受贈金が得られるというのであるから、いたずらに射幸心をあおるのみならず、人口が有限であることからすれば、いつかは講加入者の増加が止まり、多数の損失者が発生して講は終えんを迎えざるを得ない。

ことに講加入者の増加を焦るあまり、収入のない学生に講加入を勧誘するような事例も現れて、講の仕組み自体が非生産的、反道徳的であって、反社会性をもつものとしてマスコミで取り上げられるなど社会問題化した。また、一部の講加入者がBを相手方として損害賠償の訴訟を提起するなどの動きもあった（注1）。

無限連鎖講を規制しようとしても、当時は相応する法律がなく、例えば、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律は、出資を預かるものでない無限連鎖講に対しては無効であったし、マルチ商法とは異なり、商品を販売しないので、昭和51年制定の訪問販売等に関する法律の適用も受けないものであった（注2）。

そこで、昭和53年10月18日、いわゆる議員立法により無限連鎖講の防止に関する法律が成立し、同54年5月1日からこれが施行されるに至り、これに先立ち、C研究所は、同年4月11日の定時会員総会において、講事業の停止を宣言した。

他方、一部の講加入者は、損害賠償訴訟に勝訴したことに力を得て、Bにつき破産宣告の申立てをし、熊本地裁は、平成55年2月20日、C研究所ことBにつき破産宣告をした（注3）。

（2）講事業に対する課税

講事業から生じる所得に対する課税については、国税当局は、当初Bの個人事業として課税することとし、無申告であった昭和43年分ないし同45年分所得税及び昭和44年2月から同46年2月までの間の源泉所得税の不徴収不納付について、脱税犯として起訴した（注4）。

昭和47年に至り、Bは、C研究所の定款を作り、発起人会を経て、同年5月20日、全国から会員代表を集めて創立総会を開催して、定款を採択し、理事や会長等の執行機関を選任し、団体の財産をB個人の財産から区分して経理するようになり、また、会員数の多い地方には支部を置くなど、団体としての体裁を整えるようになった。そこで、国税当局は、これによりC研究所が人格のない社団として成立したものと認定し、同日以後の期間に生じた所得については、C研究所に帰属するものとして法人税を課税すべきものとした。なお、講事業は、法人税法施行令5条1項17号所定の「周旋業」（他の者のために商行為以外の行為の媒介、代理、取次等を行う事業）若しくは同条10号所定の「請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）」の実態を有し、収益事業に該当するものとした。また、C研究所の設立に伴い、B個人に属していた本部ビルや保養所等の財産がC研究所に贈与されたと認定して、Bには譲渡所得を、C研究所には贈与税を課税した（注5）（注6）。

（3）人格のない社団の意義

人格のない社団（権利能力のない社団）の成立要件については、最高裁昭和39年10月15日第小法廷判決・民集18巻8号1671頁）があり、「法人に非ざる社団が成立するためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、その構成員の変更ににかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることを要する。」とされる。

判旨は、人格なき社団の理念型を示したものと解される。現実社会には、法人格を有しない多数の団体が存し、それぞれの構成員の資格や範囲、人数、団体の目的、事業活動、財産的基礎の厚薄、業務執行やその監督手段、構成員の権利義務等について多様な形態を示し、その団体性の強弱、構成員の個性の濃淡にバラエティがあるばかりでなく、紛争の態様も、対外関係（第三者と団体、代表者個人又は構成員個人）と対内関係（団体、代表者、構成員の各相互間及び構成員相互間）の別に複雑な論点を含むものであるため、人格なき社団の成立要件について、むしろ相対的に捉える見解が有力である。

例えば、星野英一教授は、「従来の学説における「権利能力なき社団」の要件があいまいであるのは、結局は、要件を解釈上構成する方法が適当でないからではあるまいか。すなわち、わが国の従来の学説は、まず要件を抽象的に論じ、ついで効果を論じてきた。しかし、要件は、効果のほうから遡って考察されるべきである。右に述べた諸効果を認めるのにふさわしい団体はどのようなものか、という見地からこそきめられるべきである（注7）」とされ、各団体につき民法上の各規定又は考え方の類推適用の有無をすべていちいち個別的に判断するのがもっとも具体的妥当性に適した方法であるとされる。その際、各規定、効果は「団体の内部関係（構成員相互の関係、構成員と団体との関係、団体の意思決定など）、権利義務の主体性（法人のその名において権利義務を取得すること、法人の名において訴え又は訴えられること）、団体の財産（団体に対する債権者の排他的・優先的責任財産となるものが作られること）、構成員の有限責任（団体に対する債権者が構成員の個人財産を差し押さえることができないこと）」の4グループに分けてその適用されるべき団体の要件を考えるのがよいとされる。

また、伊藤真教授は、民事訴訟における人格なき社団の当事者能力につき、対内的独立性、財産的独立性、対外的独立性、内部組織性の実質的意義を考察しておられる（注8）。

私法上議論される人格なき社団の成立要件は、必ずしも絶対的、硬直的なものでなく、具体的紛争の態様に応じて、かつ、その法律効果に着目しつつ、その諸表徴の持つ実質的意義とその比重を考察すべきものと思われる（このような考察方法は、篠田四郎教授の唱導される類型論と同じである）（注9）。

本件では、社団構成員の範囲が問題とされているが、社団組織の中核となって活動する社団構成員が多数存在し、しかも、社団財産を責任財産とする組織負担を争点とし、社団構成員に対する責任追及を問題としない訴訟において、社団構成員の広がりや問題とする必要はないではあるまいか。

この点に関し、最高裁昭和55年2月8日第二小法廷判決（民集34巻2号138頁）は、沖繩における血縁団体である門中が権利能力なき社団であることを認めるに当たって、構成員の範囲について、「現在、同門中に属する者の範囲は、大宗家、中宗家、小宗家及びその分家に備えられた家譜記録及び現行の戸籍簿を照合し、姓名に関する特殊な法則ないし口伝により基本的系統を推測し、これを併せて同門中員として名乗り出た本人の口述を斟酌することによって、これを確定することができる」としている（注10）。

（3）税法上の人格のない社団の成立に関する判定要素（類型論的考察）

税法上の人格なき社団を論ずるには、どのような視角から、どのような表徴に比重をおくのが相当であろうか。

もともと、税法が人格なき社団を法人とみなしてこれを納税義務者としているのは、次の理由による。

すなわち、「人格なき社団は機関たる代表者の行為によって対外的に社団として行動し、第三者と取引関係を結び、社団の名において構成員全体のために権利を取得し義務を負担するものであって、その活動の実体は社団法人となんら異なるところがない。されば、人格なき社団は、民法上これに権利能力を賦与した規定がないため法人格を有しないけれども、社会的現象としては、社会生活上の一単位として実在し、社団法人に準じた実体法上の地位を有するものとして活動しているのである。

そして、法律がこのような社会的存在に対して権利能力（義務能力を含む。以下同じ）を賦与するかどうかはまったく立法政策の問題であり、各実定法はそれぞれの立場からこのような社会的存在に対して当該実定法上の法律関係における権利義務の主体たりうる地位（権利能力）を賦与することができるのである。したがって、私法の分野においては権利能力を賦与されていない社会的存在に対して、公法の分野において権利能力を認めてこれを法的規制の対象としても、そこには、なんらの不都合もなければ理論上の不合理も存在しないのである（注11）。

しかして、租税法の分野においては、ある社会的な事実の法的評価よりもその経済的評価を重

視してこれを課税の対象とすることは租税法の特殊性によるものとしてなんら不合理ではないし、社会的な現象として人格なき社団そのものに帰属するとみられる（法律的には構成員全員の総有に属する）所得や財産を課税の対象とし、かつ、社団に帰属する財産を責任財産としてその中から租税が納付、徴収されるものであるという見地からみると、人格なき社団の成立を認むべき諸表徴の中で必須かつ最重要なものは、構成員から明確に分離された団体固有の財産の存立ということになる。もとより、かかる団体固有の財産の分別が、対内・対外的に公示されていることが必要であって、それが十分なまま団体財産と構成員の財産の混同が生じるなど社団形式が単なる外被にすぎない場合には、第三者がその外形にかかわらずその内実に対して責任を問うこともありうるけれども、かかる特段の事情がない限り、たやすく右団体の社団性を否定することは許されないと解される。

構成員の資格、範囲、権利義務、社団の目的、執行機関の構成、執行機関の監督手段等は、元来、構成員相互の利益のための団体の内部関係に属する事柄であるから、専ら当該団体の自治に委ねられるべき問題であり、少なくとも、これを対外関係において第三者の不利益に主張することは許されないと解される。

（４）本件団体（Ｃ研究所）の特異性

Ｃ研究所の定款における会員資格の条項は、社団構成員の範囲が講加入者全員に拡大されることを標ぼうしつつ、必ずしも講加入者と社団構成員が一致するものではないことを前提として定められたとみられるが、講加入者の権利義務と構成員の権利義務とが分別されていないためわかりにくいことは否めない。まず、講加入者の権利義務について考えてみると、講加入者としては、入会金と先輩会員への贈与金の負担（義務）と後輩会員から譲与（金銭配当）を受ける利益（期待権）があり、１年間の限度で各地の保養施設を利用し得る地位が認められている。次に、社団構成員としては、会費負担の義務もないのであるから、社団に生じた損失の負担義務もなく、その反面利益を生じたとしても財産分配請求権はなく、単に社団の意思決定に参画する共益権があるにすぎない。年１回の講加入を怠った場合、構成員資格を失うのかどうか（講加入者たる地位は失わないと解される）は、まさに社団内部の自治の問題である。長野地裁判決や静岡地裁判決（注１）のような社団内部の紛争であれば、構成員の範囲を争う意味があったかも知れないが、社団の対外債務である租税債権を争う上でこれを論ずる意味に乏しい。破産管財人は、すべての破算債権者のために破産財団に属する財産の拡充保全に努めるべき地位にあるが、本件における主な債権者は、講加入者の債権と租税債権であったと考えられるところ、前者の破産債権額を確定する上で、講加入者が社団構成員でもあるかどうかは問題とならないし、後者については、一部の講加入者が社団の意思形成に参画していなかったことをもって租税債権を否定するばかりか、納付済み税金の還付を求める根拠とすることは認められないと考える。

最後に、Ｂ社団の財産的独立性について述べると、無限連鎖講に係る事業の計画や決算あるいは基本財産その他が公開されるようになったのは、前記創立総会以後のことであって、その意味で、Ｂ社団の設立は無限連鎖講事業に係る事業財産をＡの意のままに散逸させることなく保全する意義を有していたのである。

（５）行政処分の無効原因

行政処分の無効原因については、処分要件に関する誤認の瑕疵が重大かつ明白である場合に限るとする、いわゆる重大明白説が通説・判例である（注１２）。この点に関し、税務の分野では、判旨が引用する最高裁昭和４８年４月２６日第一小法廷判決だけが、例外的に重大説を採っている。この判決は、不動産の譲渡所得につき登記名義に基づいて上告人ら夫婦に帰属するとされた課税処分について、真実は、第三者が他人名義のまま所有していた不動産を譲渡するに際し、ほしいままに上告人ら夫婦に登記名義を移転した上で譲渡したものであり、上告人ら夫婦は知らないうちに登記名義を冒用されただけであって、譲渡所得は同人らに帰属せず、課税処分は無効であるとした事案である。本件における事実関係は、Ｃ研究所は自ら人格のない社団としての外形を整え、人格のない社団と自称していたのであって、名義を冒用されたというのではなく、課税処分の不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある事案でないことは明らかである。

（注１）講加入者による民事事件判決とその評釈

長野地裁昭和５２年３月３０日判決・判時８４９号３３頁（LEX/DB 27441826）、
荒川重勝・判例評論 226号 28頁（判例時報 865号）（1977年12月）。

上井長久・判例タイムズ367号229頁(1978年11月30日)
長尾治助・消費者取引判例百選(別冊ジュリスト135)102頁(1995年11月)
静岡地裁昭和53年12月19日判決・判時934号87頁(LEX/DB27423193)

(注2) 竹内昭夫「マルチとネズミ講」ジュリスト645号38頁(1977年8月1日)

(注3) 破産宣告後の民事事件判決とその評釈

福岡高裁昭和55年7月18日決定・判タ431号97頁(LEX/DB27442089)
<破産宣告に対する抗告審>
熊本地裁昭和59年4月27日判決・判タ528号268頁(LEX/DB27490290)
<否認権の行使に関する事件>
霜島甲一・法学志林84巻2号171頁(1987年1月)
福岡高裁昭和61年9月30日判決・判タ622号229頁(LEX/DB27802816)
<否認権の行使に関する事件>(の控訴審)

(注4) 所得税法違反被告事件判決とその評釈

熊本地裁昭和53年11月8日判決・判時914号23頁(LEX/DB21063611)
松尾邦弘・税理22巻4号133頁(1979年4月)
淵井浩・税経通信34巻4号177頁(1979年4月)
福岡高裁昭和56年5月27日判決・判タ445号171頁(LEX/DB21073531)
最高裁昭和58年6月30日第二小法廷決定(LEX/DB21078413)

(注5) 税務関係事件判決とその評釈

熊本地裁昭和53年(行ウ)第7号・昭和59年2月27日判決(LEX/DB21080241)
碓井光明・ジュリスト814号54頁(1984年6月)
浦野正幸・税務弘報33巻3号173頁(1985年3月)
荻野豊・税務事例17巻4号2頁(1985年4月)
岡光民雄・民事研修345号55頁(1985年12月)
中里実・ジュリスト852号230頁(1986年1月1・15日合併号)
福岡高裁昭和59年(行コ)第4号・平成2年7月18日判決(LEX/DB22004062)(の控訴審)
藤原淳一郎・ジュリスト988号103頁(1991年10月15日)
吉川弘人・香川法学11巻3・4合併号131頁(1992年1月)
佐藤孝一・別冊ジュリスト120租税判例百選(第3版)30頁(1992年12月)
渋谷雅弘・ジュリスト1023号128頁(1993年6月1日)
熊本地裁昭和53年(行ウ)第5号・第7号・昭和59年2月27日判決(LEX/DB21080242)
福岡高裁昭和59年(行コ)第3号,第8号・平成2年7月18日判決(LEX/DB22004909)
熊本地裁昭和54年(行ウ)第10号・昭和59年2月27日判決(LEX/DB21080243)
北野弘久・税理28巻3号109頁(1985年3月)
福岡高裁昭和59年(行コ)第9号・昭和60年2月28日判決(LEX/DB21081034)(の控訴審)
熊本地裁昭和52年(ワ)自第609号至第611号・昭和59年2月27日判決(LEX/DB21081034)<徴収事件>
福岡高裁宮崎支部昭和59年(ネ)第156号・昭和59年10月18日判決(LEX/DB22800067)(の控訴審)

(注6) 本件の第一審及び控訴審判決とその評釈

本件第一審・熊本地裁平成2年(行ウ)第13号・平成8年3月29日判決(LEX/DB

28011561)

石倉文雄・租税法研究26号127頁(1998年10月)

石倉文雄・山田二郎先生古稀記念・税法の課題と超克所収1頁(2000年4月)

本件控訴審・福岡高裁平成8年(行コ)第11号・平成11年4月27日判決(LEX/DB28042638)

(注7) 星野英一・「いわゆる『権利能力なき社団』について」民法論集1巻279～282頁。

(注8) 伊藤真・民事訴訟の当事者26頁以下。特に、69～80頁参照。

(注9) 篠田四郎・「権利能力なき社団」矢野勝久教授還暦記念論集「現代における法と行政」所収151頁以下。

同教授は、「類型は、一つの普遍の思考形式である。……類型を形成する諸表徴の選択は、ある特定の観点を前提とし、その観点の下で、特徴的、典型的な諸表徴が選択される。(156頁)」「類型の場合、定義は不可能であり、一つの表徴全体として叙述されるのみである。類型は本源的に可段階的(可塑的)であり、流動的な移行(境界の移行)によって個別者のグループを示すための整序概念として用いることができる。……類型は開放的である。そしてある対象(個別者)の特定の類型への帰属性は、近似性の度合によって決まる。従って、ある対象(個別者)の表徴がある特定の類型の諸表徴の一部分としか一致(相応)しない場合であっても、尚、ある特定の観念の下では、両者の間に近似性を認め、その対象(個別者)をその特定の類型に帰属せしめることもあり得る。(157頁)」とされている。

(注10) 本判決には、岨野悌介調査官の解説(法曹時報36巻12号2639頁)があり、本件門中につき、「具体的に誰が構成員に属するかを洩れなく特定することは、現実にはきわめて困難のようである。ただ、……門中のいわば中心的な部分については、門中構成員がはっきりしていることも、記録によって窺える。本判決は、こうした事情も斟酌し、本件においては門中構成員を特定する基準が存在し、それにしたがって抽象的に構成員の範囲を確定できれば、門中の権利能力なき社団性を認めてよい、としたものである。」(2649頁)とされている。

(注11) 東京地裁昭和42年4月11日判決・行集18巻4号399頁。

(注12) 田中二郎・行政法総論339頁。

行政事件一般につき、

最高裁昭和31年7月18日大法院判決・民集10巻7号890頁(LEX/DB27002901)

最高裁昭和36年3月7日第三小法院判決・民集15巻3号381頁(LEX/DB21014440)

税務事件につき。

最高裁昭和37年2月23日第二小法院判決(LEX/DB21015810)

最高裁昭和44年2月6日第一小法院判決(LEX/DB21029820)

最高裁昭和48年10月2日第三小法院判決(LEX/DB21043990)

(平成16年10月4日)

著者：税理士 荻野 豊